

新	旧	備考
福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱 第1条 略 第2条 私立学校等の設置の認可を受けようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書を次の各号に掲げる私立学校等の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める期日までに知事に提出するものとする。ただし、現に専修学校を設置している者が新たに一又は二以上の専修学校の設置の認可を受けようとする場合において、その認可を受けようとする一又は二以上の専修学校（以下「新設校」という。）の校舎が現に設置されている専修学校（以下「既設校」という。）の校舎と同一の建物内にあり、新設校の学科が新設校が設置される前の既設校の学科の全部又は一部と同一の学科であり、及び新設校が設置された後の既設校の収容定員と新設校の収容定員の合計が新設校が設置される前の既設校の収容定員を超えないときは、この限りでない。 一 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。） 私立学校等を開設しようとする年度（以下「開設年度」という。）の<u>前々年度の3月末日</u> 二 略 第3条～第6条 略 附 則 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年3月19日から施行する。</u>	福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱 第1条 略 第2条 私立学校等の設置の認可を受けようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書を次の各号に掲げる私立学校等の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める期日までに知事に提出するものとする。ただし、現に専修学校を設置している者が新たに一又は二以上の専修学校の設置の認可を受けようとする場合において、その認可を受けようとする一又は二以上の専修学校（以下「新設校」という。）の校舎が現に設置されている専修学校（以下「既設校」という。）の校舎と同一の建物内にあり、新設校の学科が新設校が設置される前の既設校の学科の全部又は一部と同一の学科であり、及び新設校が設置された後の既設校の収容定員と新設校の収容定員の合計が新設校が設置される前の既設校の収容定員を超えないときは、この限りでない。 一 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。） 私立学校等を開設しようとする年度（以下「開設年度」という。）の<u>前々年度の4月末日</u> 二 略 第3条～第6条 略 附 則 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。 _____ _____	学校設置計画書の提出期日の変更